

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第251号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項、第10条本文並びに第11条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第12条中「市長は」を「指定管理者は」に、「管理受託者（条例第21条の2の規定に基づき京都市鴨東駐車場の管理の委託を受けた団体をいう。第15条の2第2項において同じ。）」を「指定管理者」に改める。

第13条第1項本文、第2項及び第3項並びに第14条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第15条の2第2項中「利用に係る料金」を「利用料金」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第4号様式注以外の部分及び第6号様式中「京都市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(建設局管理部建設総務課)